

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	合志市 口座管理システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、口座管理システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	口座管理
②事務の概要	口座振替、振込事務に必要となる口座情報の登録管理およびその口座登録情報をもとにした各金融機関への口座振替(振込)依頼事務を行う。また、口座振替依頼結果データの受け入れ処理により各賦課データへの消込を行う。
③システムの名称	口座管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第24号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課
②所属長の役職名	会計管理者
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月26日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月26日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・口座情報を登録する際は、住所に間違いがないか、関係のない者に紐づけていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき口座情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、口座システムへの入力に当たっては、登録者とは別の者によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月10日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成26年8月5日時点	平成28年2月10日時点	事後	
平成29年3月16日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成26年8月5日時点	平成28年2月10日時点	事後	
平成29年3月16日	「Ⅰ 関連情報」 5.評価実施機関における担当	会計管理者 古武城 卓	会計管理者 可徳 精至	事後	
平成29年3月16日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成28年2月10日時点	平成29年3月16日時点	事後	
平成29年3月16日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成28年2月10日時点	平成29年3月16日時点	事後	
平成30年2月28日	「Ⅰ 関連情報」 5.評価実施機関における担当	会計管理者 可徳 精至	会計管理者 中村 誓丞	事後	
平成30年2月28日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成29年3月16日時点	平成30年2月28日時点	事後	
平成30年2月28日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成29年3月16日時点	平成30年2月28日時点	事後	
平成31年3月1日	「Ⅰ 関連情報」 5.評価実施機関における担当	会計管理者 中村 誓丞	会計管理者	事後	
平成31年3月1日	「Ⅳリスク対策」	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月13日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成31年3月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年1月13日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成31年3月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和5年3月16日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	令和3年12月1日時点	令和5年3月16日時点	事後	
令和5年3月16日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	令和3年12月1日時点	令和5年3月16日時点	事後	
令和6年3月16日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	令和5年3月16日時点	令和6年3月16日時点	事後	
令和6年3月16日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	令和5年3月16日時点	令和6年3月16日時点	事後	
令和7年2月26日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一 16号	番号法第9条第1項 別表 24号	事後	
令和7年2月26日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	令和6年3月16日時点	令和7年2月26日時点	事後	
令和7年2月26日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	令和6年3月16日時点	令和7年2月26日時点	事後	